

第10回市民協働指針検討委員会 会議録

日 時	平成19年4月23日(水) 18:45~20:45
場 所	202会議室
出席者	委員 泉谷 清、鎌倉 洲夫、吉田 愛子、瀬川 真弓 久保 純一、小杉 恵津子 恵庭市 企画財政部次長 北林 剛 広報広聴課長 吉田 真俊
<p>1. 第8,9回委員会議事録確認</p> <p>2. 質疑及び意見交換</p> <p>事務局： 前回お渡ししていた、指針案Ver. 3について、それぞれ意見を伺いたい。</p> <p>委員長： 「はじめに」は、全戸配布したパンフレットの表紙の文書でいい。「現在のまちづくり」、「まちづくりの考え方」の項目はいらわないのではないか。自分たちのまちは自分たちで作っていかねばならない、そのためには、協働という事が必要だ、というのがわかりやすい。</p> <p>委員： 基本的に委員会は何をするのか原点に戻る必要がある。指針を誰のために作るのか、それをどうしようとしているのかを明確にすべきと思うし、そうすれば方向性が見えてくる。 委員長が議事を進行し意見を出し合っていくのが検討委員会だと思っている。行政から市民に向かっての内容になっている。そうしたものを作ろうとしているのか。今まで9回の会議の、市民にどうやって理解してもらおうという議論をどう思っているのか。</p> <p>事務局： 誰のための指針かは、市民のためであり、行政のためでもあると考えている。行政から市民に向けた文書になっているというのは、行政側で作った文書であり当然だと思う。それを市民の目線でどう書きなおしていくかというのが、ここでの協議になる。従来あるような、委員会の答申を得て、行政でそれを参考に正案としていく、といった流れは考えていない。この委員会で出来た案がそのまま行政と市民で作った指針案としていく考えである。行政が委員会意見を参考にという事であれば、担当職員は事務局に徹すればよいわけで、今までのように、委員と同様に意見を言う事にはならなかった。</p> <p>委員： 比べたがVer.2の方がうったえたい事がはっきりしていて読みやすい。ただ、初めて読む人にとってはなかなか入っていかない。パンフレットですら、何で配付されたのか分からない市民が多いのではないかと。</p> <p>事務局： 現状での市民の状態、行政の状態では読んでももらえないし理解してもらえない。作った上で次の一歩として、読んでもらい理解してもらうために何をするかで、当然、作ったからそれで終わりという事ではない。シンポジウムや講演会、説明会の開催といった地道な積み重ねが必要になってくる。</p> <p>委員： 町内の花壇の花植えに来ている人も、何のためにやっているのかという意識が薄い。Ver. 2をもっと読みやすくするためにということで、パンフレットを作ったが、それを説明する場が必要だ。</p>	

- 委員： 自分たちのまちだから、自分たちが頑張らなくては、と考えられるような内容にした。意識してもらわなければならない時代になってきているのだが。
- 委員： 前回のごみ対策の話で、他の委員から分別をしたくても出来ない人もいる、という意見が印象に残った。そういった最も身近なところにも協働という事が必要だということがわかった。
- 委員： 指針は、今までやってきた事を見直しながら確認し、さらに取り組んで発展させるための方向を示すものと考えている。この委員会は市民委員会ではなく、行政も入った協働委員会だと考えている。
- 委員長： 指針を作って終わりとはならない事は、委員全員認識している。ただ、これだったらいけるという姿が見えてこない。
- 委員： 具体的には、町内会が動かなければならない。町内会が市民に一番密着した市民活動組織と考えている。町内会活動といわゆる市民活動が同化できないというのは、町内会役員からも良く聞くが従来の考え方だ。
- 委員： 町内会活動と市民活動を分けて考えている市民が多い。一番基本的な市民活動の単位だと思し、そうした意識が変われば、協働への考え方も変わってくるのではないかと。
- 委員： それぞれの立場で自分の出来る領域は何なのだろうということが、決まっているはずなのに気付いていない。例えば災害を想定しての訓練で、お年より世帯や、体の不自由な人が参加していなく、それをおかしいという認識はない。災害が起きて逃げるとき、行政は直ぐには援助してくれない。まず身近な市民同士が助け合う、基本的な単位、町内会での協働が必要になることとなる。
- 委員： 普段からの町内や地域の繋がりが非常に重要で、実際に災害が起きた時の初期の救助作業に、これは地域がやる事になるが、大きな力を発揮している。協働を考えると、市で出来なくなった事を市民にやってということだけであれば、勝手に自分たちの仕事を下ろしてきたという事で理解されない。身近な事から考えていくべきだ。
- 委員： 町内会といった地縁団体は市民活動団体ではない、との考え方もあるようだが、町内会も含めた恵庭的な協働というのが有っていいのではないかと。
- 事務局： 昨年度から、内部で検討を始め、パブリックコメントで市民意見をもらい、この委員会で検討を始めてからでも半年になるが、一定の結論を出したい。それが、指針として完成されたものでなくてもよく、たたき台であって、それをどう市民に周知、理解してもらっていいものにしていくというのが、今後のこの委員会の仕事だと考えている。
- 委員長： 委員会で検討を始めるとき、何もなければ入りづらいという事で、行政で作った原案から検討したが、分かりづらかった。それで、ゼロから協働について考えていこうということでここまで進めてきた。パンフレットはそこまでの成果で、それを指針としていくのがこれからの検討と考えていた。ただ、時間的なことも有るので、最初の原案とパンフレットをたしていいところを取って指針案としていこうとしている。
- 事務局： 原案が市民にとって分かりにくいというのは概念として一致しているところだが、具体的にそれをどうなおしていくというのが出てこない。
- 委員： 恵庭市国際化指針があるが、文言の説明を巻末にまとめていた。写真はなかった。どういう形が分かりやすいのか難しいが、市民が考えていくためにも指針という形が必要だ。

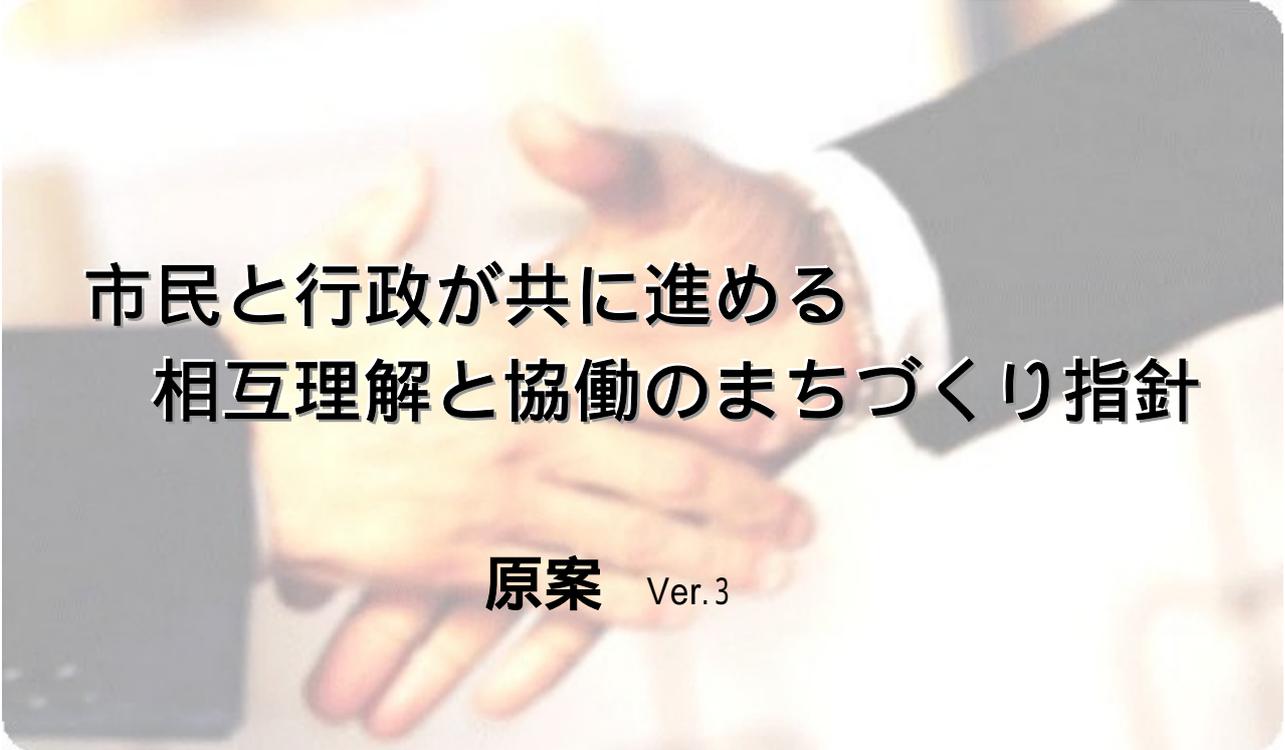
委員：パンフレットにあるのは、現状のわたし、わたしたち、現状の行政があって、ここに書かれているプロセスを経て、その先にある、わたし、わたしたち、行政、それぞれのあり方、目指すすがたがある。どんな姿になるのかということが表現出来れば協働をイメージしやすくなるのではないか。プロセスを経てどんな姿になるのかが無いと指針にはならない。ごみの問題ならこうなる、福祉の問題であればこうなる、防災ではどうなっているといった姿を示し市民がつながっているということが大切な事だということに気付いてもらう必要がある。

委員長：どういったまちになるかがイメージできないので前に進まない。パンフレットの続きが必要。目標を明確にしてそれに向かって進んでいくというのが分かりやすいし、それがないとよくある行政の押し付けと感じてしまう。

事務局：自分たちに手で、住みやすいまちにしていくために協働していくということだが、市民様々にイメージする住みやすいまちの姿がある。

委員：地域づくりはまちづくりだということに気付かなければならない。地域を作っていくということが不足している。そうした事が本当のまちづくりだと考える。身近なところでそうした事を例示できればいい。

事務局：協働によってどんなまちの姿になるかの例示を、次回会議までに考えてきてほしい。パンフレットの内容に、協働のまちの姿が例示できればいいものになる。



市民と行政が共に進める 相互理解と協働のまちづくり指針

原案 Ver.3

平成19年5月

市民協働指針検討委員会

企画財政部広報広聴課

目次

はじめに	1
1 現在のまちづくり	2
2 市民協働のまちづくりの考え方	3
3 市民と行政が協力して進めるまちづくりの課題	6
4 市民協働のまちづくりの進め方	7
5 指針の見直し	11
おわりに	12

はじめに

かつての向こう三軒両隣りの地域コミュニティは、生活圏の拡大、人口の集中と過疎、生活様式・生活意識の多様化、家族制度の変革など様々な要因によって変化し市民どうしのつながりも弱まってきました。そうした中、市民には、地域に生じる様々な問題は市民要望として全て行政が解決すべきものであり、市民の満足を得られないのは行政の対応不足だとする「行政への依存傾向」の意識も進みました。それと同時に、増加する市民要望に対応するため行政の肥大化を招きました。

一方、市民活動団体の中には、行政の下請け的な活動から脱し、地域コミュニティの中で、市民の持つ豊かな社会経験、知識や創造性などを十分に活かしながら、主体的に公共的課題に取り組もうとする動きが活発になり、個人でもそうした活動に何らかの形で連携しようとする動きが芽生えてきています。また、行政の側でも、地域に合った個性的なまちづくり施策を実現するためには、市民への説明責任を果たしながら行政の透明性を高めるとともに、市民の信頼を獲得し、相互理解と協働を施策推進の柱としていかなければならないとの認識が高まっています。

これからのまちづくりは、行政を主体としてきた公共的課題解決の仕組みを見直し、市民が相互に、あるいは市民と行政が協力して取り組む新たな仕組みを構築し、市民と行政が一緒に進めていくことがもっとも効果的であると考えられています。そのためには、市民と行政、そして議会がお互いの価値観や立場を理解するとともに、それぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完しながら協力してまちづくりを進めていくことが必要です。

こうした認識の下、市民と行政が地域の独自性に根ざしたまちづくりの方向性を共有し、相互理解と協働によるまちづくりを進めるための指針を策定します。

<まちづくり>

道路や公園の建設などハード分野の「街づくり」だけでなく、健康づくりや人材の育成といったソフト分野を含めて、行政はもとより市民一人ひとりの自分たちのまちの住み良い環境を築くための公益的な取り組みを「まちづくり」と捉えます。

<市民>

この指針では、恵庭市に住んでいる人や通勤、通学している人、市民活動団体、地域団体、民間企業など、恵庭市のまちづくりに関わるすべての人や団体を指します。

<行政>

「行政」とは恵庭市を指します。

1 現在のまちづくり

恵庭市では、まちづくりを進めることを目的とした行政への参加や協力など、市民活動団体やボランティア団体の積極的な取り組みがみられます。また、地域においては、福祉や環境、防災など様々な分野で、町内会や各種団体、NPOなどが主体となった地域活動が活性化しています。隣人の顔も知らず挨拶も交わさないなど、希薄化したコミュニティ再生への糸口となりうる、身近で地域に密着したまちづくりへの関心が高まっており、コミュニティスクール活動、自主防災組織の結成といった取り組みが広がりを見せています。

行政においても、情報公開制度や広報誌、インターネットでの情報提供、行政委員会等の会議や会議録の公開など、市民との情報の共有化のための取り組みを進めています。

さらに、「審議会等の委員の公募」、「パブリックコメント制度」などにより、様々な施策の計画段階での市民参加機会の充実を図っています。

<コミュニティ>

市民一人ひとりの個人的なつながりから、地理的範囲を条件とするもの、共通するテーマを条件としたり事業目的が共通するなど、一定の共通点のある個人や団体の“まとまり・結びつき”をいいます。

<NPO>

英語の Non-Profit Organization の頭文字をとったもので「民間非営利組織」と訳されています。このうち特定非営利活動促進法(NPO法)に基づいて、国の認証を受けた団体が、法人格を持つ「NPO法人」です。

活動は、営利を目的とする企業等とは異なり、利益を関係者に配分しないことを基本として、継続的で環境や福祉、教育などの広い分野での社会的・地域的課題の解決を目的としています。

<パブリックコメント制度>

市の重要な施策や計画、条例などを策定・制定していく中で、その施策などの素案を公表し、広く市民の皆さんに意見や情報を求め、提出された意見などを考慮して決定していくとともに、意見などに対する行政側の考え方や結果を公表するものです。恵庭市では、平成17年度から導入しています。

2 市民協働のまちづくりの考え方

1) 市民協働のまちづくり

地方分権一括法の施行により、対等・協力を基本とする国と自治体の新しい関係が構築され、これまで以上に地域の主体性や政策立案能力が問われることとなります。

また、国の画一的なまちづくりに長く依存した結果、かつての地域社会を成り立たせていた“自立・自助・互助”の精神が弱まりつつあります。こうした状況の中、まず市民自身が問題解決のために努力し、出来ない場合、地域や行政で解決にあたるという補完性の考え方が必要となります。このため、これからのまちづくりは行政だけに任せてしまうのではなく、補完性の考え方を基本としながら、最適な市民と行政の協力・連携関係をつくりあげていくことが必要不可欠です。また、市民の知識や技術、経験、行動力をこれまで以上に活かし、市民一人ひとりがさまざまな団体や個人の活動を通して、自らの考えでまちづくりに関わっていくことが求められています。

市民と行政がそれぞれの価値観や特性をお互いに理解し、役割を担い合い協力して共にまちづくりに取り組んでいく「市民と行政が共に進める相互理解と協働のまちづくり」を進めます。

< 参加・参画 >

いずれも事業主体は行政ですが、従来の行政からの一方通行の依頼に基づく、住民にとって受動的な「参加」だけにとどまることなく、計画から実現まで、能動的に、主体的に参加していくことを「参画」と捉えます。

< 補完性 >

日常生活や身の回りで発生する問題は、まず当事者である市民自身やその家庭で解決し、それができない場合は地域で、それでもできない場合は行政が解決にあたるという考え方です。これは、誰が、どのように問題を解決することが効果的で効率的か、ということを考え、見極めることでもあります。また、地域が問題解決に当たる場合には、市民活動団体等を含めた市民相互の協働と連携が必要となります。

< 協働 >

異なる能力を持った参加者が、共通の社会目的を共有しそれぞれの資源(人的あるいは物的資源)を持ち寄り、その特性を活かしながら、それぞれの自主性のもと、対等の立場で、協力してともに働くことです。まちづくりでは、市民と行政、市民相互の協働が考えられます。

2) 市民協働のまちづくりの基本原則

市民と行政とが共通の認識を持つとともに、協力と連携に基づく良好なパートナーシップを築き、それぞれの役割を担いながら市民協働のまちづくりを進めるための基本原則を定めます。

相互理解と共通認識の原則

市民と行政は、情報の交換を密接に行い情報格差を無くし、お互いの価値観や特性を正しく理解し合うとともに、協働の目的の共通認識を明確にします。

自主性と主体性の原則

市民と行政は、サービスを受ける側と提供する側ではなく、まちづくりの対等なパートナーであり、それぞれがまちづくりの主体であると認識します。

また、お互いがもたれ合う関係でなく、支え合う関係をつくりあげ、自主的にそれぞれの能力を十分発揮し、自立性や専門性を高め合い、相互に補完しながらまちづくりを考えます。

評価と公表の原則

市民協働で実施した事業を評価し、新たな事業に活かします。

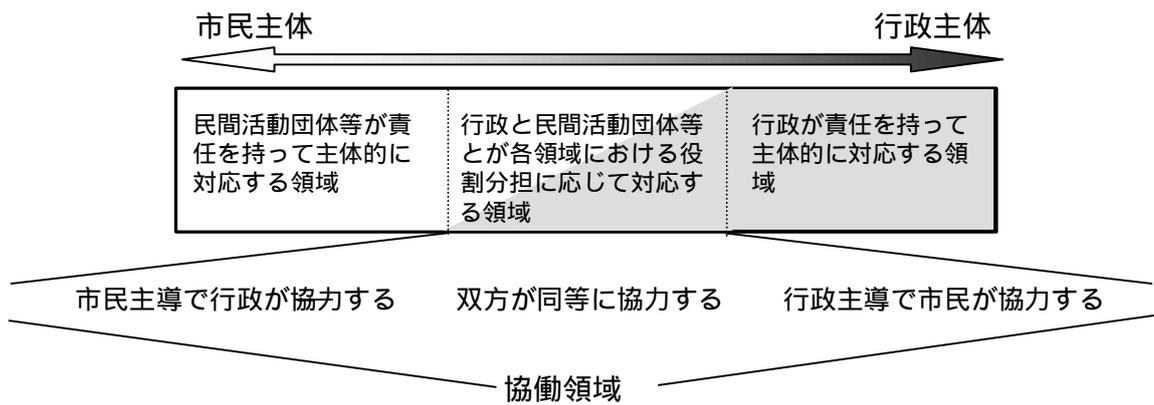
また、それぞれが持つ情報や評価の情報を広く公開、周知し、新たな協働へのきっかけとしていきます。



3) 市民と行政の領域

まちづくりには、市民と行政が独自にその責任と主体性で行う領域から、それぞれが対等の立場で、役割分担しながら連携と協力により行う協働の領域があります。

市民協働を効果的なものとするため、それぞれの領域における役割分担についての相互理解を深め、市民と行政が合意のもとまちづくりを担い合います。



3 市民と行政が協力して進めるまちづくりの課題

参加から参画へと市民にとって行政が身近になり、さらに市民と行政がパートナーとして対等な関係で協力しながら個性的なまちづくりを目指していくためには、次のような課題を解決する必要があります。

1) 協力と連携に対する共通認識

市民と行政の相互理解を進めるとともに、協力と連携に対する市民と行政の一致した考え方を確立する必要があります。

また、地域コミュニティの中で、市民どうしが共に支え合い協力し合う“市民相互の協力と連携”への理解も必要です。

2) 情報の公開と共有化

行政がもつ情報の公開と行政の説明責任を果たすことは当然のこと、そうした情報を分かりやすく伝える工夫が必要です。

市政や地域に関する多種多様な情報や市民の意見、市民活動団体の活動状況など、市民と行政それぞれが持つ情報を、これまで以上に共有できる仕組みを整備することが必要です。

3) 協力と連携の仕組みと環境づくり

すべての市民がまちづくりを考えたり、容易にまちづくりに関わることができるように、活動を支える仕組み、相互交流や情報交換のできる仕組みや活動拠点の整備が必要で

4) まちづくりへの意識の醸成とまちづくりを担う人材の確保

市民によるまちづくりの活動は単なる行政の下請けでしかないという意識から脱皮し、すべての市民が身近なまちづくりの課題の解決に自主的に関わっていこうという意識を持つことが必要です。

また、市民と行政の役割分担に基づく協力関係について十分理解して、地域活動や市民活動を担う人材が育つ手立てを講じていくことが必要です。

5) 市民と行政の協力を評価する仕組みづくり

市民と行政が協力して実施した事業について、さらに改善していくために協力と連携の視点を加えた評価の仕組みを確立する必要があります。

4 市民協働のまちづくりの進め方

基本原則と役割分担の考え方をふまえて、幸せと豊かさ、安らぎを実感できるまちをつくり育てることを目指し、市民と行政それぞれの役割を担い市民協働のまちづくりに取り組みます。

1) 市民の役割

市民や市民活動団体等は自主性と自己責任のもと、それぞれが持つ知識と経験、技術を活かし、日常的課題や地域的課題の解決に向け積極的な活動を推進し、住みよい地域づくりに努めます。

地域活動への参加

市民一人ひとりが、地域に貢献することの意義と補完性の考え方を理解し共有して、地域づくりの課題の発見から解決まで進んで関わり、取り組んでいきます。

公益的活動の推進

市民の専門的な知識や能力を、地域活動やNPO活動、ボランティア活動や企業の社会貢献活動、協働事業の評価など、お互いが支えあう地域づくりに活かしていきます。

情報の共有

行政が提供する情報を受け入れるだけでなく、市民一人ひとりが積極的に情報の収集と公開に努めます。

参加協働機会の活用

行政が設置し実施するパブリックコメントや審議会、各種委員会等への関心を高め、まちづくりへの参加機会と捉え積極的に活用を図ります。

2) 行政の役割

行政は参加と協働による事業を行うなどの適切な施策を実施し、協働によるまちづくりが活発に行われる環境づくりに努めます。

意識の改革と担い手の確保

市民協働のまちづくりを積極的に進めていく上で、それを支える人材の確保が重要です。このための手立てとして、リーダー研修会や人材養成講座などを実施するほか、市民活動団体などが自主的に行う人材育成を支援します。さらに、ボラ

ンティア登録制度を充実し、活用を図ります。

また、将来のまちづくりを担う子どもたちには、地域活動やボランティア体験などを通じて、協働への理解を深める機会を提供します。

市民協働のまちづくりを進めるためには、市職員の協働に対する意識の高まりが必要です。このため、本指針の周知徹底を図るとともに、市民活動や協働に関する職員研修を充実し、職員一人ひとりの理解を深めコーディネートできる能力の向上を図ります。また、業務上はもとより市民の一人としての実践を進めます。

情報の共有化

市の事業の実施状況や施策の検討状況、事業の評価などを広報誌や市のホームページなどを活用して、個人情報の保護に留意しながら誰にでも分かりやすい情報提供に努めます。

また、既に導入されているパブリックコメント制度の活用を図るとともに、審議会、協議会や各種委員会に関する会議録などの公表をさらに進め、市民の意見や提案を受け、市政に反映させるための仕組みを充実し、政策形成過程の透明性を高めます。

参加協働機会の拡大

自主的活動や協働の取り組みへの関心を高めるため、イベントや研修会、ボランティア講習会などを開催し、市民の幅広い参加や協働のきっかけづくりを進めます。

パブリックコメント制度や審議会などの運用が常に適切なものになるよう継続的に改善していくとともに、ワークショップなどについても積極的な活用をしていきます。さらに、参加や協働を実感できる新たな事業の創出を進めます。

また、団体相互、市民相互の情報交換・交流、活動の推進拠点として、「恵庭市交流プラザ」などの活用促進や市民自ら運営する「えにわ市民プラザ アイル」を支援します。



協働の評価と公開

市民と行政の相互理解を深めるとともに市民協働のまちづくりの広がりとその改善のため、既に実施されている行政評価制度については、市民協働を評価基準の主要な観点に含め、さらに、市民参加による協働事業の評価手法について検討を進めます。また、その評価結果を公表するとともに、評価による改善を次の協働事業に活かしていく、マネジメントサイクルの確立を図ります。

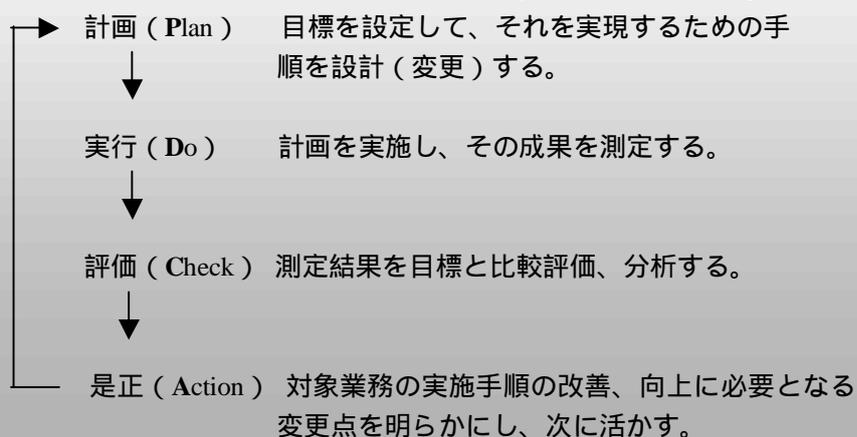
<行政評価制度>

行政の政策、施策、事務事業等について、実施前、実施中、実施後に成果を重視した評価を行い、次の実施に活かしていく制度。

<マネジメントサイクル（PDCA サイクル）>

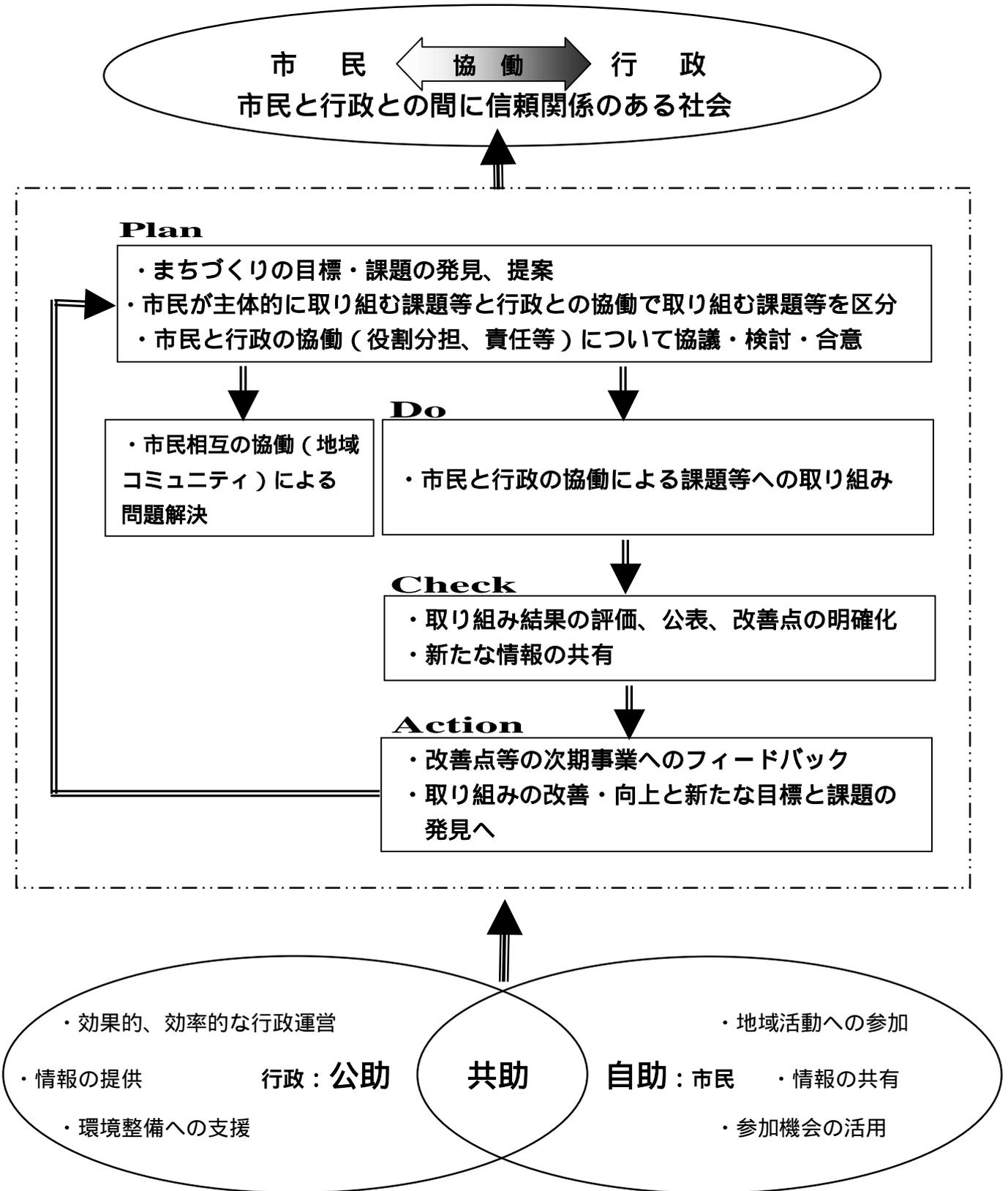
「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「是正（Action）」の各過程を順に実施し、最後の「是正（Action）」を次の計画に結び付け、継続的に業務改善を推進する手法。

恵庭市では、平成14年3月のISO14001認証取得を機に、環境関係業務に限らず全ての業務へのPDCAサイクルの導入を進めています。



3) 市民協働のまちづくりの手順

市民協働のまちづくりを効果的・効率的に進めていくため、基本的な手順を示します。



6 指針の見直し

1) 指針の見直し

市民協働のまちづくりの取り組みは、まだ確立したものではなく、時間をかけて市民と行政相互の理解を深めながら実践していかなければなりません。

このため、これから展開される様々な地域や分野での市民協働事業を実践しながら、時代に合ったより良い指針としていくため、定期的に見直しを行います。

2) 条例化の検討

地方分権時代の自治体の基本ルールとして、市民参加の保障や自治運営の役割を規定する（仮称）自治基本条例の制定については、その必要性などについて理解を深めながら、本指針による市民協働の意識の高まりや取り組みの定着を踏まえ、市民と行政が違和感無く参加と協働やそれぞれの役割について理解できるとお互いに判断できる状況の中で、必要性を十分理解し実効性のある（仮称）自治基本条例の制定について検討していきます。

<（仮称）自治基本条例>

地方自治体の法体系の頂点に位置付けられる条例として、市民のまちづくりの権利や義務、行政や議会の責務や役割を規定するもので、地方自治体の憲法と言われています。

おわりに

これまで、市民と行政はまちを構成するメンバーとして、全体的なまちづくりや地域で暮らしていくための様々な分野で、それぞれの役割を担ってきました。

しかし、市民が自ら考え行動し、責任を負わなければならない分権型社会の中では、安心して暮らせるまちにしていくため、お互いの力と限界を理解し助け合い、協働してまちづくりを担い合っていく必要があります。

そこで、市民協働のまちづくりを進めていくため、本指針を策定しました。

今後は、本指針を基に、さらなる市民協働のまちづくりの推進を目指し、市民と行政双方が市民協働の考え方、進め方の理解を深めていくとともに、新たな事業や市民協働の手法などについても、積極的に取り組んでいきます。

まちづくりは、市民だけが行うものでも行政だけが行うものでもなく、お互いが協力して行っていくものです。批判から提言へ、提言から行動へ。まず、一人ひとりがまちづくりについて考えてみる、そして参加していくところから始まります。

